

## 新たに適用となる開示制度・会計基準に係る留意すべき事項

### A. 「退職給付に関する会計基準」等の公表を踏まえた連結財務諸表規則等の改正

平成 24 年 5 月 17 日に企業会計基準委員会から「退職給付に関する会計基準」等が公表されたことを踏まえて、平成 24 年 9 月 21 日に連結財務諸表規則等が改正され、平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度及び連結会計年度から適用されています。

本会計基準等のうち退職給付債務等の計算に関する事項等が、原則として平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度及び連結会計年度の期首から適用されるため、多くの提出会社が平成 27 年 3 月期から適用することになると考えられます。上記の連結財務諸表規則等の改正のうち、本会計基準等の適用に伴い、留意すべき事項は以下のとおりです。

#### 1. 退職給付債務等の計算に関する事項

##### (1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付見込額の期間帰属方法に関しては、連結財務諸表においては、「会計処理基準に関する事項」のうち、「退職給付に係る会計処理の方法」として注記する必要があります（連結財務諸表規則第 13 条第 5 項第 4 号、連結財務諸表規則ガイドライン 13-5-4）。

また、財務諸表においては、「引当金の計上基準」として注記する必要があります（財務諸表等規則第 8 条の 2 第 6 号、財務諸表等規則ガイドライン 8 の 2-6②）。

##### (2) 数理計算上の計算基礎

数理計算上の計算基礎に関しては、割引率、長期期待運用収益率に加え、その他として予想昇給率等を注記する必要があります（連結財務諸表規則第 15 条の 8 第 1 項第 9 号、連結財務諸表規則ガイドライン 15 の 8⑧、財務諸表等規則第 8 条の 13 第 1 項第 7 号、財務諸表等規則ガイドライン 8 の 13⑥）。

#### 2. 会計方針の変更について

上記 1 の事項について、本会計基準等に従い遡及処理せずに会計方針を変更した場合には、以下の事項を注記する必要があります（連結財務諸表規則第 14 条の 2、財務諸表等規則第 8 条の 3 第 3 項）。

- ①当該会計基準等の名称
- ②当該会計方針の変更の内容
- ③当該経過措置に従って会計処理を行った旨及び当該経過措置の概要
- ④当該経過措置が当連結会計年度（事業年度）の翌連結会計年度（事業年度）以降の連結財務諸表（財務諸表）に影響を与える可能性がある場合には、その旨及びその影響額（当該影響額が不明であり、又は合理的に見積ることが困難な場合には、その旨）

⑤連結財務諸表（財務諸表）の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

⑥1株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

**B. 有価証券報告書等において、各会社の役員の男女別人数及び女性比率の記載を義務付ける企業内容等の開示に関する内閣府令の改正**

平成26年6月24日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2014 ー未来への挑戦ー」における「女性の更なる活躍促進」についての提言を踏まえ、平成26年10月23日に、有価証券報告書等において、各会社の役員の男女別人数及び女性比率の記載を義務付けることを内容とする企業内容等の開示に関する内閣府令の改正が行われています。この改正に伴い、留意すべき事項は以下のとおりです。

○ 有価証券報告書のうち第一部【企業情報】の第4【提出会社の状況】の5【役員の状況】に、役員の男女別人数を欄外に記載するとともに、役員のうち女性の比率を括弧内に記載する必要があります（第三号様式 記載上の注意（36）a）。

第三号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書

（略）

第一部 【企業情報】

第1～第3 （略）

第4 【提出会社の状況】

1～4 （略）

5 【役員の状況】

男性 名 女性 名 （役員のうち女性の比率 %）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
計						

以上